※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報				
	科目名 行政法特殊研究Ⅱ	期 別	曜日・時限	単 位
		通年	金６	4
	担当者 前津　榮健	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		２年		

学びの準備		
	ねらい 特殊研究Ⅰで得た問題意識をもとに、受講生各自が自らの理論を発展させ修士論文をまとめられるように指導していきたい。研究テーマの設定と論文の内容・形式等が適切かチェックしたい。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	
	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 最初に、各自のテーマ設定の根拠・意義等について討論し、その後は各自の修士論文の進捗状況を報告させ、問題点について討論し、理解を深めさせたい。 修士論文の中間発表に向けた原稿作成を指導し、ゼミ生全員で修士論文を輪読・検討し、論文の完成をめざしたい。
	テキスト・参考文献・資料など 参考文献は適宜紹介したい。
	学びの手立て
	評価 出席状況、受講態度、報告内容等をみて総合的に評価する。

学びの継続	
	次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　行政法特論を通して、より高度な法的思考能力を身につけ、現実社会の諸問題の適切な解決策を導き出せるようにすること。　［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
行政法特論Ⅰ	前期	月６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
前津　榮健	１年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備

ねらい

この講義では、行政上の問題解決のために必要な基礎的知識の習得をめざしたい。行政法の基本理論とそれに関連する重要判例を取り上げ、従来の行政法理論や判例の妥当性および問題点を明らかにし、より妥当な解決方法を検討するとともに法務政策も視野に入れた講義を展開したい。講義は、受講生の思考能力を高めるために質疑応答を通して進めたい。

メッセージ

行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。

到達目標

行政法特論の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを、自ら考え、解決策を導き出してみよう。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	法治行政の原則	原理・原則を理解する
2	判例研究	原理・原則に関する判例をみる
3	行政組織	行政組織をみる
4	行政立法	行政立法の意義と課題を考える
5	判例研究	行政立法に関する判例をみる
6	行政行為	行政行為の特色を考える
7	行政行為	裁量の意義や問題点を考える
8	判例研究１	行政行為に関する判例をみる
9	判例研究２	裁量に関する判例をみる
10	行政手続	行政手続の意義と仕組みを考える
11	判例研究	行政手続に関する判例をみる
12	行政指導	行政指導の意義と問題点を考える
13	判例研究	行政指導に関する判例をみる
14	行政強制	行政強制の問題点を考える
15	行政罰	科罰手続の問題点を考える
16	まとめ	

テキスト・参考文献・資料など

講義の際に、受講生の行政法の理解度に応じて決めたい。
講義の際に、適宜紹介したい。

学びの手立て

テキスト、六法を持参すること。

評価

出席状況、受講態度、報告内容等をみて総合的に評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

地方行政関係法特論Ⅰ、Ⅱ

※ポリシーとの関連性　行政法特論を通して、より高度な法的思考能力を身につけ、現実社会の諸問題の適切な解決策を導き出せるようにすること。　［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
行政法特論Ⅱ	後期	月６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
前津　榮健	１年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備

ねらい

この講義では、行政法特論Ⅰの知識を踏まえ、行政救済に関する諸問題解決のための知識の習得をめざしたい
。行政法の基本的理論とそれに関連する重要判例を取り上げ、従来の行政法理論や判例の妥当性および問題点を
明らかにし、より妥当な解決方法を検討するとともに法務政策も視野に入れた講義を展開したい。講義は、受講

メッセージ

行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。

到達目標

行政法特論の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを、自ら考え、解決策を導き出してみよう。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス	
2	国家賠償法１	国家賠償法の意義を考える
3	国家賠償法２	国家賠償法の賠償の要件
4	判例研究１	国家賠償に関する判例をみる
5	判例研究２	国家賠償に関する判例をみる
6	判例研究３	国家賠償に関する判例をみる
7	損失補償１	損失補償の意義を考える
8	損失補償２	損失補償の要件を考える
9	判例研究	損失補償に関する判例をみる
10	行政不服審査法１	不服審査の意義と課題を考える
11	行政不服審査法２	審査手続を考える
12	判例研究	不服審査に関する判例をみる
13	行政事件訴訟法	行政訴訟の意義と課題を考える
14	判例研究１	行政訴訟に関する判例をみる
15	判例研究２	行政訴訟に関する判例をみる
16	判例研究３	行政訴訟に関する判例をみる

テキスト・参考文献・資料など

行政法特論Ⅰのテキストを継続的に使用したい。
適宜紹介したい。

学びの手立て

テキスト、六法を持参すること。

評価

出席状況、受講態度、報告内容等を総合的に見て評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

地方行政関係法特論Ⅰ、Ⅱ

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報				
	科目名 刑事政策特殊研究Ⅰ	期 別	曜日・時限	単 位
		通年	金６	4
	担当者 小西　由浩	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		１年		

学びの準備		
	ねらい 修士論文の作成に向けて、その予備的な作業を行う。この特殊研究Ⅰで行うべきことを大きく別けていえば、①修論テーマの確定、②当該テーマにおける諸論点の「幅と深み」の検証、③論文の全体的な構想を見通すことである。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	
	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①個別的な討議による問題意識の明確化 ②問題意識を支える関連文献の収集と読み込み ③論点の明確化と整理 ④各論文ごとの文献整理 ⑤論文全体の構想と骨子作り これらの項目を受講者との討論を通じて、具体化していく。
	テキスト・参考文献・資料など 予め指定はしない。受講者の問題関心に応じて個別的に対応する。
	学びの手立て
	評価 出席状況、受講態度（積極性）、報告等を総合的に考慮する。

学びの継続	
	次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	刑事政策特論Ⅰ	前期	金７	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西　由浩	１年		

学びの準備		
	ねらい 近年の犯罪統制、刑事政策における動向を考察する。特論Ⅰにおいては、とりわけ犯罪学的思考の歴史、各理論の位置する社会的文脈を中心に、我々が犯罪という現象をいかなる枠組みにおいて捉えてきたかを理解すること、これを講義の目標にしたい。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践
学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①犯罪学前史　古典主義の理論と近代刑法理論 ②犯罪人類学の登場　犯罪者人格の発見と19世紀的科学 ③犯罪社会学の展開１　シカゴ学派と社会解体 ④犯罪社会学の展開２　アノミー理論の系譜 ⑤犯罪社会学の展開１　原因論なき犯罪学 ⑥現代犯罪予防法　リスク社会における犯罪 これらの諸テーマについて講義を行う。
テキスト・参考文献・資料など 講義時に受講者が興味をもったテーマについての文献は、個別に指示する。
学びの手立て
評価 出席、受講態度、報告等を総合的に考慮する。

学びの継続
次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	刑事政策特論Ⅱ	後期	金７	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西　由浩	１年		

学びの準備		
	ねらい この講義では、近年の犯罪統制・刑事政策におけるトピックを個別的に扱い、検討する。具体的な問題を考察するなかで、個々の課題を知るとともに、それら全体の深層に横たわるより大きな動向に目を向ける認識を養いたい。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	
	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 当面、考察の対象となるトピックは以下のとおりである： ①少年犯罪の現状と少年法改正問題 ②近年の刑事立法の「活性化」 ③被害者学の歴史と被害者対策 ④現代犯罪予防論と市民参加 これらを核に、付随する諸問題を扱う。
	テキスト・参考文献・資料など 講義時に必要に応じて指示する。
	学びの手立て
	評価 出席、受講態度、報告等を総合的に考慮する。

学びの継続	
	次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	刑法特殊研究Ⅰ	通年	水６	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野　正剛	１年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

修士学位論文の作成に向けた指導が中心になる。論文では、結論の妥当性と、結論に至る論理展開の妥当性とで評価が決まる。そこで、本講座では刑法、刑事訴訟法に関する修士論文を作成する受講生を原則として対象に、刑法雑誌をはじめとする日英独仏内外の専門誌、判例を検討しながら、テーマの選定、明確な問題意識の涵養を目指す。

メッセージ

到達目標

修士論文の完成が目標であるが、次のステップにつなげる問題点の摘出と新たな発想の創造。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

刑事法の基本観念、原理原則の徹底理解。
研究領域に関する先行文献の読み込みと要点要約整理整頓。
学位論文の着想と論点整理。

テキスト・参考文献・資料など

適宜指示する。

学びの手立て

評価

各受講生の課題への取り組みに基づく。

学びの継続

次のステージ・関連科目

刑法特殊研究Ⅱ

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	刑法特殊研究Ⅱ	通年	木６	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野　正剛	２年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

修士学位論文完成に向けた指導中心。そこで本講座では刑事法特殊研究Ⅰで得た問題意識をさらに発展させ、学位論文に結実させることを目指す。

メッセージ

到達目標

ねらいと同じ

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

1　個別的な討議による問題意識の明確化
2　問題意識を支える関連文献の収集と読み込み
3　論点の明確化と整理
4　参考文献の整理
5　論文全体の構想と骨子作り

これらの項目を受講生との討論を通して具体化してゆく。

テキスト・参考文献・資料など

受講生の問題関心に基づいて個別に対応する。

学びの手立て

評価

出席状況、受講態度、報告等を総合的に考慮する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	刑法特論Ⅰ	前期	月７	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野　正剛	１年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

大学院では、自分で課題を見つけて、その問題を解決するために辛抱強く考え続け、しばしば先人の思考の跡をなぞりながら問題と向き合い続ける姿勢が大切。本講座の狙いは、このような学問的営為の手助けをすることにある。おもに、罪刑法定主義に代表される刑事法的ものの考え方を習得させる。

メッセージ

刑法のおもしろさを実感できるように授業構成をする

到達目標

刑法の基礎を正確に理解し、各種の資格試験にも対応できるようにする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

すでにほかの科目でも刑法の基本的な考え方を学ばれると思うが、本講はそこで学ばれたことを単に繰り返すのではなく、「なぜ刑法だけが唯一国民に死刑を科す法的判断を下すことが許されているのか」に始まる刑法学の根本から説き起こし、現代的課題、たとえば無免許で麹を製造した酒税法違反事件について、被告人は所轄税務署に問い合わせたうえでその誤情報に基づいてしたばあいについても酒税法違反事件として処理されてしまうのかなど、院生の皆さんの素朴な疑問にお答えできる講義内容にする。

テキスト・参考文献・資料など

開講後適宜指示する。

学びの手立て

評価

平素の研究態度による。

学びの継続

次のステージ・関連科目

刑法特論Ⅱ

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	刑法特論Ⅱ	後期	月７	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野　正剛	１年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

刑事法学では、個人の尊重という大きな価値を大前提にしつつ、人々の処罰感情をいかに慰撫してゆくかという、２つの価値のバランスをはかるという調整能力の涵養が大切である。このような、ほかの法分野とは異なる刑事法的ものの考え方を習得させる。

メッセージ

興味を持って刑法の問題に取り組めるようにする

到達目標

刑法の基礎知識の正確な習得とともに、各種資格試験に対応できるようにする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

刑法特論Ⅰ　と同じ。

テキスト・参考文献・資料など

開講後適宜指示する。

学びの手立て

評価

平素の研究態度による

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	憲法特殊研究Ⅰ	通年	月６	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端　正幸	１年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備

ねらい

　憲法学の基礎を学びながら、さまざまなテーマについて検討することを通じて、修士論文で取り上げるテーマを絞り込むことを目標にします。　まず憲法学の方法を概観し、今後の研究の方法や課題を検討します。次に、受講生の問題意識に応じて、各人が興味もしくは関心があるテーマを選び、以後、順を追って報告し質疑応答を行ってもらいます。

メッセージ

到達目標

日本社会における憲法にかかわる諸問題がよく理解できる。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	近代憲法とその展開（１）	
2	近代憲法とその展開（２）	
3	人権総論と私人間効力（１）	
4	人権総論と私人間効力（２）	
5	精神的自由をめぐる諸問題（１）	
6	精神的自由をめぐる諸問題（２）	
7	精神的自由をめぐる諸問題（３）	
8	精神的自由をめぐる諸問題（４）	
9	判例の検討（１）	
10	判例の検討（２）	
11	経済的自由をめぐる諸問題（１）	
12	経済的自由をめぐる諸問題（２）	
13	経済的自由をめぐる諸問題（３）	
14	経済的自由をめぐる諸問題（４）	
15	判例の検討（３）	
16	判例の検討（４）	
17	人身の自由をめぐる諸問題（１）	
18	人身の自由をめぐる諸問題（２）	
19	判例の検討（５）	
20	判例の検討（６）	
21	社会権をめぐる諸問題（１）	
22	社会権をめぐる諸問題（２）	
23	社会権をめぐる諸問題（３）	
24	判例の検討（７）	
25	判例の検討（８）	
26	租税法律主義をめぐる諸問題（１）	
27	租税法律主義をめぐる諸問題（２）	
28	租税法律主義をめぐる諸問題（３）	
29	判例の検討（９）	
30	判例の検討（１０）	
31	ま　と　め	

学びの実践

テキスト・参考文献・資料など

テキストは使用しません。
長谷部恭男・石川健二・宍戸常寿編『憲法判例百選（第６版）Ⅰ・Ⅱ』有斐閣、など。その他、必要に応じて指示します。

学びの手立て

法学の専門誌（法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、専門書をよく読むこと。

評価

報告および質疑応答の内容などを総合的に考慮して評価します。

学びの継続

次のステージ・関連科目

興味や関心に応じて、それぞれで考えること。

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報				
	科目名 憲法特殊研究Ⅱ	期 別	曜日・時限	単 位
		通年	火６	4
	担当者 井端　正幸	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		２年	授業終了後、教室で受け付けます。	

学びの準備

ねらい

　この講義では、修士論文を完成させることが最大の目標となる。そのために、まず各人の問題意識をより鮮明にすること、先行研究を十分にふまえること、テーマに応じて学説や判例等を読みこなし整理すること、などを着実にこなしていただきたい。

メッセージ

到達目標

日本社会における憲法にかかわる諸問題がよく理解できる。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

　修士論文のテーマを確定し、その内容を明確にするために、論文の構成の検討、参考文献の読解と整理、などを繰り返し行ってもらう。
　夏期休暇前に第一草稿を提出し（字数・枚数等は問わない）、その検討を経た後に、後期に行われる修士論文中間発表の際には第二次草稿をまとめていることが望ましい。この第二次草稿をさらに繰り返し検討した後に、修士論文を完成させることを目標にしてもらいたい。

テキスト・参考文献・資料など

　テキストは使用しません。
　各人で検索、収集すること。

学びの手立て

　法学の専門誌（法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、専門書をよく読むこと。

評価

　修士論文が完成したか否か、その内容等を考慮して評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

　興味や関心に応じて、それぞれで考えること。

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	憲法特論Ⅰ	前期	木６	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端　正幸	１年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備

ねらい

現代社会における憲法問題について、さまざまな角度から検証することを通じて、基本的な知識や事例等を単に覚えるのではなく、法的・論理的に考える力を身につけることを目標とします。

メッセージ

到達目標

日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス	
2	法とは何か　―　国家と法	
3	憲法とは何か　―　人権保障と立憲主義	
4	基本的人権の歴史　―　近代と現代	
5	二つの憲法と人権保障　―　臣民と国民	
6	平和に生きる権利　―　平和主義と安全保障	
7	「非武装」と集団的安全保障	
8	ビデオ「最高裁判所」視聴	
9	外国人に人権は保障されるか	
10	「会社」に人権は保障されるか	
11	「法の下の平等」の現在	
12	ビデオ「私は男女平等を憲法に書いた」視聴	
13	人権の制約は許されるか　―　違憲審査基準	
14	信教の自由と政教分離原則	
15	表現の自由の規制と違憲審査	
16	知る権利と情報公開	

テキスト・参考文献・資料など

テキストは使用しません。講義の際にレジュメ、資料等のプリントを配布する予定。
（１）井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社
（２）元山健編『CD-RTOMで学ぶ現代日本の憲法』法律文化社
（３）永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社、など。

学びの手立て

法学の専門誌（法律時報等）に載っている論説等、および専門書をよく読むこと。

評価

受講態度、および講義中の質疑応答にどのように答えたか、などの諸点を考慮して評価します。

学びの継続

次のステージ・関連科目

興味や関心に応じて、それぞれで考えること。

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	憲法特論Ⅱ	後期	木６	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端　正幸	１年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備

ねらい

　憲法特論Ⅰで学んだことに加えて、引き続き現代社会の憲法問題について、特に基本的人権の保障をめぐる諸問題を中心に、さまざまな角度から検証し、その背景や今後の展望などもあわせて総合的に検討します。その後、テーマを与えて小論文を書いてもらう予定です。

メッセージ

到達目標

日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	プライバシーと個人情報の保護	
2	ビデオ「プライバシー」視聴	
3	営業は自由にできるか	
4	財産権の保障と損失補償	
5	人間らしく生きる権利	
6	教育を受ける権利と教育の自由	
7	働くことは権利か	
8	刑事裁判と人身の自由	
9	被疑者・被告人の人権	
10	米軍ヘリコプター墜落事故と法的諸問題	
11	中間のまとめ	
12	小論文作成（１）	
13	小論文作成（２）	
14	小論文作成（３）	
15	小論文作成（４）	
16	小論文作成（５）	

テキスト・参考文献・資料など

　テキストは使用しません。講義の際にレジュメ、資料等のプリントを配布する予定。
（１）井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社
（２）元山健編『CD-ROMで学ぶ現代日本の憲法』法律文化社
（３）永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社、など。

学びの手立て

　法学の専門誌（法律時報等）に載っている論説等、および専門書をよく読むこと。

評価

　受講態度、および講義中の質疑応答でどのように答えたか、などを総合的に考慮して評価します。

学びの継続

次のステージ・関連科目

　興味や関心に応じて、それぞれで考えること。

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	国際私法特殊研究Ⅰ	通年	火７	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷　久世	１年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

修士論文の作成に向けて、その予備的な作業を行う。この特殊研究Ⅰで行うべきことを大きく分けていえば、①修論テーマの確定②当該テーマにおける諸論点の【幅と深み】の検証③論文の全体的な構想を見通すということにつきる。

メッセージ

到達目標

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

①個別的な討議による問題意識の明確化
②問題意識を支える関連文献の収集と読み込み
③論点の明確化と整理
④各論文ごとの文献整理
⑤論文全体の構想と骨子作り
上記項目について､受講者との討論を通じて具体化していく。

テキスト・参考文献・資料など

特に指定はしない。受講者の問題関心に応じて、適宜示していきたい。
講義の際に随時示すこととする。

学びの手立て

評価

出席状況、受講態度（特に積極性）、報告内容等を総合的に考慮する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	国際私法特論Ⅰ	前期	火６	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷　久世	１年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

国際私法は、国境を越えた私法的生活関係を規律する法のうちで、最も基本的な法律であり、国際化された現在の社会ではきわめて重要な法分野である。この講義では、まず、国際私法の基本的な理論枠組みを理解するための基礎的な訓練を行い、ついで、具体的に生じる渉外的な紛争解決の例としての判例を素材としながら国際私法に関する具体的な問題解決能力を養成するための訓練を行う。

メッセージ

この授業は、民法や商法などの実質法は各国がそれぞれ異なる内容となっていることから生じる法の抵触問題を考えようとするものです。例えば、米国は州によって民法が異なるので同じ米国籍者であっても結婚できる年齢は異なります。A州民法で認められた14歳の米国人女性と日本人の18歳男性は結婚できるのか？などの問題について考える授業です。関心のある人は気軽に受講してください。

到達目標

この授業での到達目標は、国際私法に関する基本的な知識や準拠法を導き出すための思考方法を習得することにあります。国際私法は、国際的な民事や商事事件に関する通則的な処理方法を学ぶ学問ですから、この授業の習得によって、国際的な商取引や国際結婚・離婚、国際養子縁組やあるいは国際的な民商事紛争を解決するためのさまざまな道筋を理解することにきっと役立つものと考えます。すでに私たちの生活関係をめぐる急速な国際化により、外国や外国人と関わりを持つ私的法律問題が身近に迫っていることを認識するならば、こうした法分野への知識を高めることがますます必要となってくることは云うまでもありません。複雑になっていくこれからの国際家族や取引のあり方を理解したうえで、自らその解決を見いだせるような柔軟な思考力の向上をめざしていきます。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

国際私法の諸問題につき、毎回テーマを決めて、代表的な判例を中心に、学説の動向も踏まえて、検討を行う。

テキスト・参考文献・資料など

講義では適宜レジュメを配布するのでテキストとしては指定しないが、推奨する参考書としては以下の通り。「国際私法入門（第7版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）または「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）を推奨する。　併せて　(1)「国際私法判例百選（第2版）」桜田嘉章・道垣内正人編　(2)「国際私法概論（第5版）」木棚照一・松岡博・渡邊惺之　(3)「国際私法（第6版）」桜田嘉章　(4)「国際私法講義（第3版）」溜池良夫　(5)「国際関係私法入門（第3版）」松岡博　(6)「国際私法(ﾘｰｶﾞﾙｸｴｽﾄ)」中西康ほか（上記すべて有斐閣）が有用である。

学びの手立て

国際私法という法分野は、皆さんがこれまで学んだ法律科目とはおそらく次元が異なります。ある裁判で、各国に存在するそれぞれ異なる内容の法律（例えば民法）のうち、どこの国の法律（民法）を選択して判断基準として用いるかを決定するのが仕事です。つまり、日本の裁判所で行われる裁判であっても、日本の裁判官は、場合によっては日本の民法ではなく、ある外国の民法を基準にして判決しなければならないこともあるのです。したがって、こうした特別なプロセスを扱う国際私法という法分野には、国際私法でしか使わない特有の用語がたくさん登場してきます。この講義では、できるだけ解りやすい事例を挙げながらこうした法概念を明らかにしていきますので、講義の後にはぜひ振り返って整理をするよう心がけてください。

評価

出席および講義に対する積極性(40%)、提出されたレポートおよび報告内容(30%)、期末試験(30%)に基づく総合評価とする。

学びの継続

次のステージ・関連科目

国際私法特論Ⅱ
国際私法特殊研究Ⅰ・Ⅱ

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報				
科目名 国際私法特論Ⅱ		期 別	曜日・時限	単 位
		後期	火６	2
担当者 熊谷　久世		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		１年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

本講義は、外国との取引や外国人との婚姻・離婚など、渉外的法律関係に関して生じた紛争を解決するための手続法上の問題解決の道筋を考えるものである。例えば、どこの国の裁判所へ訴えを提起すれば良いのか、外国で得た判決はわが国においてどのような効力を有するのかといった問題などである。国際私法特論Ⅰでの講義内容を踏まえて、さらに国際民事訴訟法上の問題を分析・検討する。

メッセージ

この授業は、民法や商法などの実質法は各国がそれぞれ異なる内容となっていることから生じる法の抵触問題と並行して考慮される手続法上の問題について考えようとするものです。例えば、外国で有効に成立した代理出産契約の効力はわが国でも認められるのかなどの問題について考える授業です。関心のある人はぜひ受講してください。

到達目標

本講義では、国際私法事件を解決する上で必要な手続上の主要問題について、具体例に即しながら国際民事訴訟の諸制度についての理解と問題解決能力を養うことを目的とします。国際裁判管轄から外国判決の承認・執行までの過程において生ずる諸問題のほか、国際的な私的紛争の解決について個別的問題の処理能力だけでなく、包括的な視点から具体的事件の解決方法を考えることができる力を培うことをめざします。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

国際民事訴訟法の諸問題につき、毎回テーマを決めて、代表的な判例を中心に、学説の動向も踏まえて、検討を行う。

テキスト・参考文献・資料など

テキストは特に指定せず、講義のなかで適宜指示する。
別冊ジュリスト『国際私法判例百選（第2版）』（有斐閣）ほか

学びの手立て

国際民事訴訟法という法分野は、皆さんがこれまで学んだ法律科目とはおそらく次元が異なります。ある裁判をわが国の裁判所で行うか、外国の裁判所で行うべきかの判断は、おそらく両当事者にとっては計り知れない負担のかかる問題となるでしょう。外国での裁判に応じなければならない不利益は例えば、法廷地での裁判制度に従わねばならずそこでは自国の弁護士が利用できないとか、賠償金額の認定度も異なるなど判決が予測できない、さらには言語の不自由さや時間・費用が掛かることなどなど様々です。したがって、こうした特別なプロセスを扱う国際民事訴訟法という法分野には、ここでしか使わない特有の思考方法や用語がたくさん登場してきます。この講義では、できるだけ解りやすい事例を挙げながらこうした法概念を明らかにしていきますので、講義の後にはぜひ振り返って整理をするよう心がけてください。

評価

出席および講義に対する積極性(40%)、提出されたレポートおよび報告内容(30%)、期末試験(30%)に基づく総合評価とする。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　　社会における法の役割や機能について、国際的な観点から考えていくこと。　　[　　／一般講義]

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
国際法特論Ⅰ	前期	月６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
比屋定　泰治	１年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備

ねらい

　国内法とは異なる、国際法におけるものの捉え方や考え方の習得をめざす。
　Ⅰでは特に、テキストの読み込みを通して、国際法の内容、実施のあり方の理解に努める。

メッセージ

　私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。

到達目標

　国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

講義テキストの前半部分を主として読み進める。
（詳細は初回のガイダンスにおいて提示する）
テキストの合間に事例、判例の検討をはさみながら進めていく。

テキスト・参考文献・資料など

テキスト：酒井・寺谷・西村・浜本『国際法』（有斐閣、2011年）
参考文献：松井芳郎編代『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）、その他にあれば、授業の中で適宜紹介します。

学びの手立て

　授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうなったのか」という筋立てを理解し説明できるように心がける。

評価

受講時のやりとりによって、授業にまじめに取り組んでいるかを判断し、テストと併せて判定する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

国際法特論Ⅱ

※ポリシーとの関連性　　社会における法の役割や機能について、国際的な観点から考えていくこと。　　［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
国際法特論Ⅱ	後期	月６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
比屋定　泰治	１年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備

ねらい

　国内法とは異なる、国際法におけるものの捉え方や考え方の習得をめざす。
　Ⅱでは特に、国際法判例の評釈を通して、国際法の解釈・適用の実際を学ぶことに重点をおく。

メッセージ

　私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。

到達目標

　国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	国際コントロール	
2	事例研究（核開発問題）	
3	紛争の平和的処理	
4	判例研究（判決の効用）	
5	国際法の国内実施	
6	判例研究（国内実施）	
7	国際経済法	
8	判例研究（ＧＡＴＴ／ＷＴＯ）	
9	国際の平和と安全	
10	事例研究（湾岸戦争）	
11	国際人道法	
12	判例研究（地域紛争）	
13	国際人権法	
14	判例研究（欧州人権裁判所）	
15	全体のまとめ	
16	テスト	

テキスト・参考文献・資料など

　テキスト：酒井・寺谷・西村・濵本『国際法』（有斐閣、2011年）
　参考文献：松井芳郎編代『判例国際法〔第2版〕』（東信堂、2006年）、その他にあれば、授業の中で適宜紹介します。

学びの手立て

　授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうなったのか」という筋立てを理解し説明できるように心がける。

評価

　受講時のやりとりによって、授業にまじめに取り組んでいるかを判断し、テスト等と併せて判定する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

　国際法特論Ⅰ

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	商法特殊研究Ⅰ	通年	土２	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪　明紀	１年		

学びの準備

ねらい

商事法四分野の基礎たる商法総則・商行為法および商事法の中心的部分をなす会社法、あるいはさらに発展して手形・小切手法等に関する判例や論文等、諸文献を精読しかつ考究することにより、商事法における問題点の把握やその体系的な理解ができるように努める。特に、平成17年において商事法の分野は、会社法を中心に大きく変化しており、そのような変化を念頭に置いた上で、既に学習した

メッセージ

到達目標

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

1. 本授業の運営方針または方法等の説明（教材・日程等について）　2. 院生各自の研究発表のテーマの選定及びその決定（判例・論文等について）　3. 研究発表：商法総則・商行為法判例百選3. 商人資格の取得時期（最判昭和33.6.19）　4. 研究発表：同百選5. 商業登記の対抗力（最判昭和35.4.14）
5. 研究発表：同百選8. 商法12条と民法112条との関係（最判昭和49.8.22）
6. 研究発表：同百選14. 類似商号（最判昭和40.3.18）
7. 研究発表：同百選16. 不正の目的による商号の使用（最判昭和36.9.29）
8. 研究発表：同百選19. 商法14条と取引相手方の重過失（最判昭和41.1.27）　9. 研究発表：同百選22. 営業譲渡の意義（最判昭和40.9.22）　10. 研究発表：同百選24. 営業譲渡と商号の続用（最判昭和38.3.1）
11. 研究発表：同百選25. 現物出資と商法17条の適用（最判昭和47.3.2）　12. 研究発表：同百選30. 表見支配人と営業所の実質（最判昭和37.5.1）　13. 研究発表：同百選31. 表見支配人の相手方である第三者（最判昭和59.3.29）　14. 研究発表：同百選34. 代理店と代理商（大審院判昭和15.3.12）
15. 研究発表：同百選40. 商法504条の法理（最判昭和43.4.24）・修士論文テーマの仮決定
16. 研究発表：会社法判例百選1. 会社の能力と目的の範囲（最判昭和27.2.15）
17. 研究発表：同百選2. 会社の政治献金（最判昭和45.6.24）
18. 研究発表：同百選3. 法人格の否認（最判昭和44.2.27）
19. 研究発表：同百選5. 発起人の開業準備行為（最判昭和33.10.24）
20. 研究発表：同百選8. 他人名義による株式の引受け（最判昭和42.11.17）
21. 研究発表：同百選14. 校券発行前の株式譲渡（最判昭和47.11.8）
22. 研究発表：同百選18. 譲渡制限に違反した株式譲渡の効力（最判昭和48.6.15）
23. 研究発表：同百選34. 株券の発行（最判昭和40.11.16）
24. 研究発表：同百選39. 代理出席を含む全員出席総会の決議の効力（最判昭和60.12.20）
25. 研究発表：同百選52. 決議無効確認の訴えと決議取消の主張（最判昭和54.11.16）
26. 研究発表：同百選54. 取締役の解任（最判昭和57.1.21）
27. 研究発表：同百選57. 表見代表取締役と第三者の過失（最判昭和52.10.14）
28. 研究発表：同百選58. 取締役の責任と法令違反（最判平成12.7.7）
29. 研究発表：同百選62. 取締役の競業避止義務（東京地判昭和56.3.26）
30. 研究発表：総括と修士論文テーマの仮決定、論文の全体的構想についての報告

テキスト・参考文献・資料など

別冊ジュリスト164号「商法総則・商行為法判例百選」［有斐閣］　別冊ジュリスト180号「会社法判例百選」［有斐閣］　近藤光男「商法総則・商行為法（第5版）」［有斐閣］　神田秀樹「会社法（第10版）［弘文堂］

学びの手立て

評価

授業への出席状況および受講態度、研究発表におけるレジュメの内容や質
疑応答の能力等、総合的な観点から判断して評価を与える。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	商法特殊研究Ⅱ	通年	土1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪　明紀	2年		

学びの準備

ねらい

商事法特殊研究Ⅰで学習し、かつ修得した商事法や民事法の知識および法律学的な思考方法や理論構成の方法をもとに、院生各自の修士論文の作成を具体的に指導することを主たる目的とする。すなわち、本講においては、まず院生各自にその作成を予定する修士論文のテーマを決定してもらった上で、その論文の方向性ないしはいかなる理論的帰結に至るかを確認するとともに、論文を作成するため

メッセージ

到達目標

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

1. 本授業の運営方針または方法等の説明、および日程等の確認　2. 仮決定された修士論文テーマの発表および確認　3. 修士論文テーマの再選定もしくは再検討（論文研究･商法演習Ⅰ会社［有斐閣］）
4. 修士論文テーマの再決定もしくは再確認（論文研究･　同　上　）
5. 修士論文テーマの確定もしくはその確認（論文研究･　同　上　）
6. 修士論文テーマの確定および論文全体の骨子作成（論文研究･商法演習Ⅱ総則・商行為）
7. 修士論文全体の骨子作成（論文研究･　同　上　）
8. 論文全体の骨子作成とその確認（論文研究･　同　上　）
9. 論文全体の骨子の確認とその検討（論文研究･商法演習Ⅲ会社2［有斐閣］）
10. 論文全体の骨子の確認とその再検討（論文研究･　同　上　）
11. 論文の理論的帰結の構成（論文研究･　同　上　）
12. 論文の理論的帰結の確認とその検討（論文研究･新商法演習1会社法［会社法］）
13. 論文の理論的帰結の確認とその再検討（論文研究･　同　上　）
14. 各テーマごとの修士論文作成の指示（論文研究･　同　上　）
15. 修士論文作成状況の確認　16. 修士論文作成状況の確認および文章の検討
17. 修士論文作成状況の確認および文章の再検討　18. 修士論文作成状況の確認および理論構成の検討
19. 修士論文作成状況の確認および理論構成の再検討　20. 修士論文作成状況の確認および論点の明確化の作業
21. 修士論文作成状況の確認および論点の明確化と整理の作業
22. 修士論文作成状況の確認および論点の確認と検討
23. 修士論文作成状況の確認および論点の再検討と整理の作業
24. 修士論文作成状況の確認および論文各章ごとの読み合わせ
25. 修士論文作成状況の確認および論文各章ごとの文言等の修正
26. 論文各章ごとの関連性等の検討、あるいは各章の標題の適確性の検討
27. 論文全体のバランスおよび整合性の確認と検討
28. 論文全体のバランスおよび整合性の再検討と全体的印象度の確認
29. 引用文献等の適確性の確認およびその検討
30. 論文全体の通読および文言等の修正

テキスト・参考文献・資料など

院生全員の論文テーマがそれぞれ異なるため、特に指定しない。

学びの手立て

評価

授業への出席状況および受講態度等から総合的に判断して評価を与える。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	商法特論Ⅰ	前期	金６	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪　明紀	１年		

学びの準備

ねらい

民法の特別法としての商法は、一般的に難解な法律分野であるといわれている。本講義においては、そのような難解な商法の四分野の基礎をなす商法総則・商行為法の分野を原則法たる民法との比較対照等によって学習することにより、商法と民法との相違点をまず理解するとともに、他の三分野、すなわち、会社法、手形・小切手法、保険・海商法を理解するために必要となるべき商事法の基礎的知

メッセージ

到達目標

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

1. 民法と商法との関係（その要件の相違・両条文の比較）
2. 商人の種類（固有の商人・擬制商人・小商人等の意義）
3. 絶対的商行為（その意義および種類）
4. 営業的商行為（その意義および種類）
5. 商人資格（個人商人・会社の商人資格の取得および喪失）
6. 営業能力（未成年者・成年被後見人・被保佐人の商人能力）
7. 営業所（その意義および法的効果）
8. 商号（その意義およびその選定についての立法主義・制限）
9. 商号権（商号の登記、人格権・財産権、商号の譲渡）
10. 商業帳簿（その意義および種類・法的義務）
11. 商業使用人支配人（その意義および種類）
12. 支配人（その意義および代理権の範囲・表見支配人）
13. 代理商（その意義および権利・義務）
14. 商業登記（その意義およびその法的効力）
15. 営業譲渡（営業および営業譲渡の意義・その法的効果）

テキスト・参考文献・資料など

近藤光男「商法総則・商行為法（第5版）」［有斐閣］
別冊ジュリスト164号「商法総則・商行為法判例百選」［有斐閣］

学びの手立て

評価

授業への出席状況および受講態度のみで評価する。試験、レポート、および宿題等は課さない。理解できない点があれば、いくらでも質問をしていただきたい。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	商法特論Ⅱ	後期	金６	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪　明紀	１年		

学びの準備

ねらい

商事法特論Ⅰにおいて学習し、かつ修得した商事法の基礎的知識に基づき、さらに難解な法律分野である会社法の学習と理解を、本講はその主たる目的とするものである。本講においては、会社法に関する一般的な授業形式を中心に講義を進めることを予定している。すなわち、平成17年に全面改正され、単行法化された現行会社法は、改正前のものより条文数がはるかに増加し、非常に複雑化したも

メッセージ

到達目標

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

1. 会社の意義およびその性質（企業形態と社団性・法人性・営利性）
2. 会社の能力（権利能力・行為能力および法人格否認の法理）
3. 会社の種類（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の意義）
4. 株式会社の意義および特色（株式・有限責任・資本、資本の三原則）
5. 株式会社の設立手続（準則主義、発起人組合、発起設立･募集設立、具体的手続）
6. 払込の仮装（預合と見せ金）
7. 設立に関する責任（発起人･設立時取締役・設立時監査役の責任）
8. 設立の無効（意義、無効原因・設立無効の訴え）
9. 株式（その概念、種類、株式の併合･分割等）
10. 株主の権利･義務（株主平等の原則、自益権・共益権・各種の株主の権利）
11. 株式の譲渡（譲渡自由の原則、譲渡制限株式、自己株式の取得）
12. 株式会社の機関（その意義および特色、種類）
13. 株主総会の意義と権限（その招集・議決権・決議の瑕疵）
14. 取締役･取締役会・代表取締役（その意義および権限、取締役の選任・解任）
15. 取締役の責任（会社に対する責任・第三者に対する責任、代表訴訟）

テキスト・参考文献・資料など

「テキストブック会社法」末永敏和著（中央経済社）
「会社法（第十版）」神田秀樹著［弘文堂］
その他、必要に応じて適宜指定する。

学びの手立て

評価

授業への出席状況、受講態度、発表内容・レジュメの内容度などから評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　　法学に関する研究を自立して遂行することができ、その内容を修士論文として作成することができる研究能力を有する機会となる。　　［　　／演習］

科目基本情報				
	科目名 税法特殊研究Ⅰ	期 別	曜日・時限	単 位
		通年	土３	4
	担当者 末崎　衛	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		１年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

判例研究を通じて、税法の基本原則、租税実体法を中心としつつ、租税手続法なども含めた幅広い分野について基本的な知識を習得すると共に、解釈上の諸問題を検討する。これにより、修士論文のテーマを具体的に絞り込んでもらうことを目標とする。

メッセージ

各受講生による報告（およびその準備）を通じて、判決文や関連文献等の読み方や文章での表現方法についても意識してもらい、修士論文を作成する上で必要な技術的な事柄について習得してもらうことをも目標とする。

到達目標

知識面、表現面などにおいて、修士論文作成の基礎ができることを目標とする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

概ね次の予定とするが、受講生の関心などに応じて適宜変更することがある。

第１回　～第７回　　税法の基本原則（租税法律主義、租税公平主義など）
第８回　～第１５回　所得課税（所得税、法人税）
第１６回～第１９回　相続税・贈与税
第２０回～第２３回　消費税
第２４回～第３０回　租税手続法・争訟法、その他の分野

テキスト・参考文献・資料など

【参考文献】水野忠恒ほか編『租税判例百選（第５版）』有斐閣
その他、適宜指示する。

学びの手立て

題材とする判決だけでなく、参考文献についても各自で読み予習すること。
対立する考え方（肯定説と否定説など）の双方を検討し、その上で自身の意見を考えること。
「どのように書くか（表現するか）」を常に意識すること。

評価

出席状況、報告内容、発言状況などを総合判断して評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

次のステージ：税法特殊研究Ⅱ
関連科目：税法特論など

※ポリシーとの関連性　　法学に関する研究を自立して遂行することができ、その内容を修士論文として作成することができる研究能力を有する機会となる。　　[　　／演習]

科目基本情報				
	科目名 税法特殊研究Ⅱ	期 別	曜日・時限	単 位
		通年	土４	4
	担当者 末崎　衛	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		２年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

　修士論文を完成させることが最大の目標であり、そのために、税法特殊研究Ⅰで学習して得た問題意識についてさらに深く検討して発展させていくことを目指す。

メッセージ

到達目標

　修士論文を作成することを目標とする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

　順次、各受講生に自己のテーマに関する報告を行ってもらい、これについて質疑応答、討論を行う。なお、報告に関しては、出来るだけ早い時期に修士論文原稿の形にした上で行ってもらうよう指導する。

テキスト・参考文献・資料など

　指定しない。
　受講生ごとに、テーマに応じて適宜紹介する。

学びの手立て

　参考文献や関係する資料等をできるだけ早く収集し、内容を精読し検討すること。
　他の受講生の報告内容（原稿を含む）についても、「どのように書くべきか」を意識して検討すること。

評価

　出席状況、報告内容、発言状況などを総合判断して評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

　関連科目：税法特殊研究Ⅰ、税法特論など

※ポリシーとの関連性　　法学に関する高度な知識を有し、社会のさまざまな問題に対して法的思考をもって解決する能力を備える機会となる。　　[　　／一般講義]

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
税法特論ＢⅠ	前期	水６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
末崎　衛	１年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

本講義では、主に租税法の基本原理と租税実体法のうち所得課税（所得税法、法人税法）を取り上げ、基本的な制度を説明しつつその法律学的な問題を考察する。租税法は私法の存在を前提とし、その理解には私法の理解が欠かせないが、一方で私法とは異なる租税法独自の考え方に基づき立法・解釈がされているところもある。この私法との差異を意識しながら、解釈上の問題点を考察していく。

メッセージ

到達目標

「ねらい」に記載したことを理解し、修士論文の作成の基礎となることを目標とする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	租税法の基本原則(1) 租税法律主義	
2	租税法の基本原則(2) 租税平等主義	
3	課税要件総論	
4	所得税法(1) 所得の意義、課税単位	
5	所得税法(2) 各種所得の意義と範囲①	
6	所得税法(3) 各種所得の意義と範囲②	
7	所得税法(4) 各種所得の意義と範囲③	
8	所得税法(5) 収入金額と必要経費	
9	所得税法(6) 損益通算、所得控除、税額控除	
10	法人税法(1) 法人所得の意義、費用収益対応の原則	
11	法人税法(2) 益金	
12	法人税法(3) 損金	
13	法人税法(4) 連結納税制度	
14	法人税法(5) 法人組織税制	
15	法人税法(6) 同族会社と所得課税	
16		

テキスト・参考文献・資料など

金子宏『租税法』（弘文堂）※開講時点での最新版を使用。具体的には初回の講義で指示する。
水野忠恒ほか編『租税判例百選（第５版）』（有斐閣）　谷口勢津夫『税法基本講義（第４版）』（弘文堂）
『税務六法』（ぎょうせい）又は『実務税務六法』（新日本法規）※購入時期は別途指示する。
その他適宜紹介する。

学びの手立て

講義の進め方は受講生の意見を聞いて決めたいが、基本的にはテキストの該当箇所と指定する裁判例について予習をしてくること。

評価

出席状況、授業参加態度、報告内容等を総合的に判断し、評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

税法特殊研究Ⅰ・Ⅱ、憲法特論、行政法特論など

※ポリシーとの関連性　　法学に関する高度な知識を有し、社会のさまざまな問題に対して法的思考をもって解決する能力を備える機会となる。　　[　　／一般講義]

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
税法特論ＢⅡ	後期	水６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
末崎　衛	１年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

　租税実体法のほか、租税手続法・租税争訟法の分野を取り上げ、基本的な制度を説明しつつその法律学的な問題を考察する。税額確定の手続に関する法制度においても、争訟手続に関する法制度においても、それぞれ特有の仕組みから生じる問題があり、その理解は実体法の理解とともに重要といえる。これらの分野における解釈上の問題点につき、実体法の分野と併せて考察していく。

メッセージ

到達目標

「ねらい」に記載したことを理解し、修士論文の作成の基礎となることを目標とする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	相続税法(1)　相続税①	
2	相続税法(2)　相続税②	
3	相続税法(3)　贈与税	
4	相続税法(4)　財産評価	
5	国際課税	
6	消費税法(1)	
7	消費税法(2)	
8	租税手続法(1)　確定方式（申告、更正・決定等）	
9	租税手続法(2)　更正の請求	
10	租税手続法(3)　推計課税	
11	租税手続法(4)　質問検査権	
12	租税手続法(5)　租税徴収手続	
13	租税争訟法(1)　総額主義・争点主義	
14	租税争訟法(2)　異議申立て・審査請求	
15	租税争訟法(3)　租税訴訟	
16		

テキスト・参考文献・資料など

金子宏『租税法』（弘文堂）※開講時点での最新版を使用。具体的には初回の講義で指示する。
水野忠恒ほか編『租税判例百選（第５版）』（有斐閣）　谷口勢津夫『税法基本講義（第３版）』（弘文堂）
『税務六法』（ぎょうせい）又は『実務税務六法』（新日本法規）
その他適宜紹介する。

学びの手立て

講義の進め方は受講生の意見を聞いて決めたいが、基本的にはテキストの該当箇所と指定する裁判例について予習をしてくること。

評価

出席状況、授業参加態度、報告内容等を総合的に判断し、評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

税法特殊研究Ⅰ・Ⅱ、憲法特論、行政法特論など

※ポリシーとの関連性　法の歴史を学ぶことを通じて、現代法の歴史性を習得する。

［　　／一般講義］

科目基本情報				
	科目名 法制史特論Ⅰ	期 別	曜日・時限	単 位
		前期	火７	2
	担当者 稲福　日出夫	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		１年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備		
	ねらい 現代法の常識を前提にしつつ、過去の人類の法的営みのいくつかを探っていきたい。そうした授業の中から、受講生各自が、みずからの修士論文を構想するさいの、ヒントなり手がかりをつかむことができたら、と願っている。	メッセージ 歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 実定法を直接の対象とはしない。19世紀のドイツ歴史法学派の法学観が、日本の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか、考えてみたい。	

学びの実践	
	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 受講生が、これまで履修してきた科目や、関心を持った分野、また現在の私の関心分野などを話し合う。その後、カントやヘーゲルの法学観、サヴィニー・ティボーの法典論争、グリム兄弟のドイツ法史に占める位置などを一緒に考えていく。また、穂積陳重の日本法史に果たした役割、沖縄の生んだ法律家佐喜眞興英の仕事なども追いかけてみたい。
	テキスト・参考文献・資料など テキストの指定はない。 授業の中で適宜指示する。
	学びの手立て 意欲的な学習態度が求められる。
	評価 試験を課すことはない。が、小論文の提出を求める予定でいる。それと、学習姿勢などを勘案して評価の基準とする。

学びの継続	
	次のステージ・関連科目 他に開講されている基礎法関連の科目の履修を勧める。

※ポリシーとの関連性　法の歴史を学ぶことを通じて、現代法の歴史性を習得する。

［　　／一般講義］

科目基本情報				
科目名 法制史特論Ⅱ		期 別	曜日・時限	単 位
		後期	火７	2
担当者 稲福　日出夫		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		１年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備

ねらい

穂積陳重の日本における法学に果たした役割を確認したうえで、穂積が、1899年、ローマで開かれた国際東洋学者会議で報告した Ancestor-Worship and Japanese Law を受講生とともに読み進めていきたい。

メッセージ

歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。

到達目標

実定法を直接の対象とはしない。穂積陳重の法学的世界観をともに考えることができたら、と思っている。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

Introductionから始めて、PartⅠ、PartⅡと進めていく。時折、この英文テキストから離れて、『穂積陳重遺文集』のなかから、受講生に参考になると思われる論文を紹介していく。

テキスト・参考文献・資料など

テキストの指定はない。
授業の中で適宜指示する。

学びの手立て

意欲的な学習態度が求められる。

評価

試験をかすことはない。が、何度か報告を求める予定でいる。それと、クラスへ臨む姿勢などを勘案して評価の基準とする。

学びの継続

次のステージ・関連科目

法制史特論Ⅰを履修していることが望ましい。

※ポリシーとの関連性　実用法学としての法解釈学とは違い、理論法学の1科目としての法哲学は、実定法秩序の全体構造の理解を目指す。　［　／演習］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
法哲学特殊研究Ⅰ	通年	火７	4
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
徳永　賢治	１年	質問については、授業終了後、教室または研究室(5-616)にて対応する。	

学びの準備

ねらい

特殊研究Ⅰにおいては、2年後に提出する予定の修論の研究目的・趣旨・方法等の明確化に努めてもらう。そのため受講生が入学時に提出した「研究計画概要」を前提にして、受講生が関心をもつ法哲学・法思想の分野の研究状況を紹介し、内外の論文・資料を読みながら、論文作成のための基礎技能を習得してもらう。 前期は各自の研究目的･趣旨を自覚し明確にしてもらうことを目指す。後期から

メッセージ

学問に王道なし。千里の道も一歩より。知的好奇心を失わず、あきらめず、焦らず、地道に歩むしかない。

到達目標

現代社会における「法の支配」(租税法律主義)の意義を考えよう。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

第1～4回　：「研究計画概要」に基づいた受講生の問題意識の確認
第5～8回　：研究テーマに関連する諸論点の明確化
第9～12回　：論点の整理と文献資料の収集
第13～15回：文献の読解
第16回　　：夏休み中の課題レポートの発表
第17～20回：研究テーマの再確認と具体的論点の解明
第21～24回：文献・資料の引用、注記等の確認と構成法
第25～28回：文献の読解
第29～30回：「修士論文概要」作成に向けての大まかな全体構想

テキスト・参考文献・資料など

受講生の問題関心に応じて、授業の際に適宜紹介する。

学びの手立て

学びて思わざるは、即ち罔し、思いて学ばざるは、即ち殆し。自分の言葉で、自分の頭を使って、法を多角的に考察しよう。

評価

出席状況、受講態度、報告内容等を考慮して総合的に評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

法哲学特殊研究Ⅱ

※ポリシーとの関連性　自分の研究が、実定法秩序研究のなかでどのように位置付けられるのかにも気配りして、修士論文を完成させよう。　［　／演習］

科目基本情報				
科目名 法哲学特殊研究Ⅱ		期 別	曜日・時限	単 位
		通年	火７	4
担当者 徳永　賢治		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		２年	質問については、授業終了後、教室または研究室(5-616)で対応する。	

学びの準備

ねらい

特殊研究Ⅱにおいては、前年度末に研究科長に提出した「修士論文概要」を前提にして、夏休み明けの修士論文中間発表に向けた原稿作成を指導する。その場合、研究の目的(多種多様な先行研究と比較した上での当該研究の意義)、研究の対象と方法、論述の一貫性、引用・参考文献一覧作成等が適切にできているかどうかに注目しながら、チェックを行なう。 後期からは、ゼミの参加者全員で修士

メッセージ

修士論文完成を目指して、序論ー本論ー結論の順番に論旨が矛盾無くスムースに展開されているか、見直してみよう。頂上まであと一息です。

到達目標

修士論文の原稿が、自分の言いたいことを正確に表現されたものになっている、チェックしよう。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

第1～4回:「修士論文概要」に基づいた受講生の問題意識の確認
第5～8回:研究テーマに関連する諸論点の明確化
第9～12回：論点の整理と文献資料の整合性
第13～15回:文献の補強
第16回:夏休み中の課題の成果の発表
第17～20回:研究テーマとその表現の一層の明確化
第21～24回:修士論文草稿の提出(及び目次と全体構成等の確認)
第25～28回:修士論文草稿中の表現、文献・資料の引用、注記等の確認
第29～31回:「修士論文」完成に向けての最終チェック

テキスト・参考文献・資料など

受講生の問題関心に応じて、授業の際に適宜紹介する。

学びの手立て

言葉づかい、議論の組み立て、引用文献や参考文献の漏れ、他人に試読してもらっての感想など、残された時間内に修士論文の完成目指して、一層努力しよう。

評価

出席状況、受講態度、報告内容等を考慮して総合的に評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

論文の一層の完成を目指して、博士課程に進学するため、第2や第3の外国語の勉強に力を入れよう。

※ポリシーとの関連性　実用法学としての法解釈学とは違い、理論法学の1科目としての法哲学は、実定法秩序の全体構造を理解することを目指す。　［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
法哲学特論Ⅰ	前期	火６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
徳永　賢治	１年	質問については、授業終了後、教室または研究室(5-616)で対応する。、	

学びの準備

ねらい

本講義は、実定法また基礎法に共通する全体的・根源的な法的課題の存在とその探求方法を提示することを目指す。このために、受講生が法の根本問題について、広い視野からその個別課題を探求できるよう、可能な限り資料と種々の見方を提供したい。講義は、法と道徳、自然法論、法実証主義、多元的法体制論等について、受講生による内外の文献の要約・翻訳と報告そしてそれに対する質

メッセージ

千里の道も一歩より。あきらめず、焦らず、地道に歩くしか他に途はない。

到達目標

現代社会における「法の支配」は、どのような意義をもつのか、租税法律主義にも関わる問題を原理的に考えて欲しい。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

1. ガイダンス(ナチス体制下における「悪意の密告者」の戦後処理)
2. 自然法論の歴史(古典的自然法論)
3. 自然法論の歴史(啓蒙期以後の自然法論)
4. 法実証主義(事実と価値の峻別)
5. 法と道徳(法的モラリズムと法的パターナリズム)
6. H.L.A.. ハートの法哲学Ⅰ(ハートによるオースティン批判)
7. H.L.A.. ハートの法哲学Ⅱ(第一次的ルールと第二次的ルールの結合としての近代国内法体系)
8. H.L.A.. ハートの法哲学Ⅲ(ケルゼンやドゥオーキンによるハート批判)
9. 人権の普遍性(「人権」を守ることと「人間」を守ることの相違)
10. リアリズム法学Ⅰ(アメリカのリアリズム法学)
11. リアリズム法学Ⅱ(北欧リアリズム法学とアメリカのリアリズム法学との相違、批判的法学研究との相違等)
12. H.ケルゼンの純粋法学（事実と基盤の峻別)
13. 多元的法体制論Ⅰ(弱い意味のまたは司法上の多元的法体制論)
14. 多元的法体制論Ⅱ(強い意味のまたは記述的意味の多元的法体制論)
15. まとめ(重要論点の再検討)
16. テスト(理解到達度の確認)

テキスト・参考文献・資料など

教科書は特に指定しない。内外の論文のコピーを資料として配布する。

学びの手立て

学問に王道なし。受講生は、自分の言葉で自分の頭を使って、現代社会に生活する「人間にとって法とは何か」を考えて欲しい。

評価

出席状況と授業参加の態度、報告時のレジュメの内容等を見て総合的に評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

法哲学特論Ⅱ

※ポリシーとの関連性　実用法学としての法解釈学とは違い、理論法学の1科目としての法哲学は、実定法秩序の全体構造の理解を目指す。　［　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
法哲学特論Ⅱ	後期	火６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
徳永　賢治	１年	質問については、授業終了後、教室または研究室(5-616)にて対応する。	

学びの準備

ねらい

本講義は、前期に続いて根源的な法哲学的課題(「どのようにして法が存在するようになるのか」)の探求をめざす。この課題を探求できるよう、可能な限り広い視野から資料と見方を提供したい。講義は、近年のグローバル化の進展とともに伝統的な「法と法学理論」が今後どのように変化するのかに注目し、さまざまな法文化の変容、多元的法体制論等について、受講生による内外の文献の要約翻訳を

メッセージ

千里の道も一歩より。あきらめず、焦らず、地道に歩くしかない。修士論文の完成目指して頑張って下さい。

到達目標

現代社会において、「法の支配」((租税法律主義)はどのような意義をもつのか、多角的な法のの考察にも配慮しよう。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

1. ガイダンス(グローバル化と、法と法学)
2. 法と言語・論理（法推論と法言語の「開かれた構造」）
3. 法の欠缺論
4. 人権理解の４学派
5. 法と自己決定権
6. 逆差別
7. 法の効力
8. 所有権論
9. 法と生命（結合双生児の場合）
10. 死と自己決定（輸血拒否の場合）
11. 法と人工生殖（代理母の場合）
12. 毒樹の果実（違法収集証拠の場合）
13. 法と時間
14. 法と認知科学
15. まとめ(文化相対主義と法概念)
16. テスト(理解度の確認)

テキスト・参考文献・資料など

教科書は特に指定しない。内外の論文のコピーを配布する。

学びの手立て

学びて思わざるは、即ち罔し、思いて学ばざるは、即ち殆し。自分の言葉で、自分の頭を使って修士論文を書き上げよう。

評価

出席状況と授業参加の態度、報告時のレジュメの内容等を見て総合的に評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

修士論文が完成した後、次の段階として、博士論文を書くことを目指して、もっと頑張ろう。

※ポリシーとの関連性　より高度な法律専門家の養成のため、会社法の専門的な知識を提供する。　［　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
法律学特論Ⅲ（総合法律学）	集中	集中	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
-篠田　四郎	１年	s.shiro@hyper.ocn.ne.jp	

学びの準備

ねらい

この講義は，会社法の第１編総則，第２編株式会社の第１章設立，第４章機関，会社法第２章株式，第３章新株予約権，第４編社債，第５編組織再編等，第４編第５株式会社の計算，清算，外国会社を対象とする。持分会社（合名会社，合資会社，合同会社）については，関連条文として言及し、株式会社の設立については，関連して言及するにとどめる。

メッセージ

講義録を配布する。

到達目標

規定を正確に読み，その趣旨，機能の違いを理解することも目的とする。株式会社の組織再編は，合併，会社分割，株式交換，株式移転を中心に講義する。計算については，その基礎知識を習得し、清算と外国会社は概略を理解することとする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	会社法中の通則，商号，使用人，事業譲渡	会社法施行前の商法と比較する
2	株主総会（１）　権限，種類，招集等	２から８は監査役設置会社
3	株主総会（２）　決議等，決議の瑕疵	
4	取締役（１）選任・解任，資格等，代表取締役，表見代表取締役，権限	
5	取締役（２）取締役の義務と責任，取締役会	
6	監査役　監査役の資格，職務権限・義務等，監査役，監査役会	
7	会計参与，会計監査人	
8	役員等の責任免除	
9	新株の発行と瑕疵	講義録を参照する
10	新株予約権（ライツプラン），社債	
11	組織再編（１）吸収型再編（吸収合併，吸収会社分割，株式交換	吸収型再編と新設型再編との比較
12	組織再編（２）新設型再編（新設合併，新設会社分割，株式移転）	
13	会社の計算（１）	税法との対比
14	会社の計算（２）	
15	全体を振り返る。	
16	全体を振り返る。	

テキスト・参考文献・資料など

講義録を配布する。講義に当たっては，判例等を指示する。
授業のテーマ・討論等の進展によって、適宜指示する。

学びの手立て

授業は講義による。論点の多いところであり，多数の判例を素材として進め，判例については，事実をよく読み，類似判例との相違を確認することも重要である。

評価

シラバス記載の到達目標の達成度に対して、①授業での発言状況等、②課題，小テスト，添削等への対応状況等を総合的に評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　より高度な法律専門家の養成のため、税法の専門的な知識を提供する。

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	法律学特論Ⅴ（税法Ⅰ）	集中	集中	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-加藤　義幸	1年		

学びの準備

ねらい

税法学を研究する上で必要とされる租税の原理、原則は、憲法の定める租税法律主義を頂点として法理論の体系である。本科目は、この租税法の原則を学習すること。
具体的には、租税法の法的体系・原則を、国税通則法を中心に学習する。

メッセージ

到達目標

この研究の目的は、本を読むと関連の判例が記載されているが、具体的な判例を見る機会がないので、先ず判例になれることを目的としています。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	税理士制度と租税法の学習について	
2	租税法の論文の作成について	
3	租税の意義と租税法の基本原則　課税権と国家、法の支配	
4	租税法律主義と租税の原則	
5	納税義務者と納税者　納税義務者の範囲、納税義務の成立、確定	
6	納税義務の補完制度　修正申告、更正、決定　各種附帯税	
7	納税義務の履行　納付、滞納処分	
8	税務調査と質問検査権	
9	納税者の救済(1)　不服申し立て、再調査請求と不服審査制度	
10	納税者の救済制度(2)、税務訴訟	
11	国税徴収法	
12	租税罰則・国税犯則取締法	
13	判例研究１　課税要件と帰属　タックスヘイブン国の特定外国子会社の欠損金について損金性	最判平成19年9月28日
14	判例研究２　課税要件明確主義　養老保険の２分の1損金と必要経費	最判平成24年1月13日
15	判例研究３　信義則と租税（ストックオプションの申告指導）	最判平成18年10月24日
16		

テキスト・参考文献・資料など

【テキスト】 プリント「租税基礎論」（加藤義幸稿）
谷口勢津夫『税法基本講義(4)』、金子宏『租税法（20版）』（弘文堂）、清永敬次『税法7版』（ミネルヴァ書房）
【参考文献】 金子宏『ケースブック租税法（4版）』弘文堂
三木義一、田中治、占部裕典『租税判例分析ファイルⅠ～Ⅲ』税務経理協会
石村耕治編著（加藤義幸共著）『現代税法入門塾（7版）清文社 税務六法、判例集

学びの手立て

租税法は、法律学の一部であるので、法律用語について習熟し、正確に表現をすること。
租税法の用語については、金子宏『租税法(20)』の事項索引を利用して学習すること

評価

判例研究報告とレポート・授業の発言等により採点をする。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　より高度な法律専門家の養成のため、税法の専門的な知識を提供する。

［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
法律学特論Ⅵ（税法Ⅱ）	集中	集中	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
-加藤　義幸	1年		

学びの準備

ねらい

税法学を研究する上で必要とされる租税の原理、原則は、憲法の定める租税法律主義を頂点として法理論の体系である。本科目は、実体法である法人税税法を通じて租税法の法的体系、原則、を学習する。

メッセージ

到達目標

この研究の目的は、本を読むと関連の判例が記載されているが、具体的な判例を見る機会がないので、先ず判例になれることを目的としています。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス　法人税法の法令体系・納税義務者の範囲（内国法人、外国法人）	
2	法人税の用語と法人税の所得計算構造（法人税法22条）1	
3	法人税の所得計算構造2	
4	益金と損金、企業会計との相違	
5	有価証券の会計	
6	役員給与と役員退職金	
7	交際費課税	
8	寄附金と無償譲渡	
9	債権評価と為替差益その他の費用と法人税の扱い	
10	国際課税と法人税	
11	組織再編税制	
12	判例研究1 役員の横領と損害賠償請求権　京都地裁平成14年9月20日判決	税資252-9198
13	判例研究2　貸倒損失の認定　東京地裁平成13年3月2日判決	判時1724-25
14	判例研究3　オリエンタルランド交際費事件　東京地裁平成21年7月31日判決	税資259-143-11256
15	判例研究4　タックスヘイブン対策税制　名古屋地裁平成26年9月4日	TAINS888-1885未公開
16		

テキスト・参考文献・資料など

【テキスト】プリント「法人税法概論」（加藤義幸稿）
谷口勢津夫『税法基本講義(4)』、金子宏『租税法（20版）』岡村忠生『法人税法講義（3）』成文堂
【参考文献】大淵博義『法人税の解釈の実証と実践的展開（３）』税務経理協会
渡辺淑夫『法人税法（26年）』中央経済社
石村耕治編著（加藤義幸共著）『現代税法入門塾（8版）清文社 税務六法、判例集

学びの手立て

租税法は、法律学の一部であるので、法律用語について習熟し、正確に表現をすること。
租税法の用語については、金子宏『租税法(20)』の事項索引を利用して学習すること

評価

判例研究報告とレポート・授業の発言等により採点をする。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　より高度な法律専門家の養成のため、税法の専門的な知識を提供する。

［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
法律学特論Ⅶ（税法Ⅲ）	集中	集中	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
伊川　正樹 -伊川　正樹	1年	igawa@meijo-u.ac.jp まで	

学びの準備

ねらい

この授業では、「法律学としての税法学」に親しみ、その基本的な考え方や基礎理論を身に付けることを目標とする。税法学も法律学である以上、条文や判例の読解を通じた法解釈論が中心であり、この授業でもこうした観点からのアプローチを図る。法的思考力ないし論理的思考力を備えた税の専門家の養成に向けて、税法の基本原理および所得税に関する基礎的内容の修得を目的とする。

メッセージ

税金問題について法的なとらえ方を身に付け、自分で調べて問題を解決する能力を養成する。税法は「総合法律学」といわれることから、憲法、民法、企業法などの基本科目との関連性を意識しながら、税法学を学ぶ。

到達目標

税金問題を法的にとらえることができるようになり、法令や判例、通達、学説などさまざまな資料を自分で調べて読みこなして、問題を自ら解決することができるようになる能力を身に付けることが到達目標である。また税理士を志す者にとっては、会計分野の知識と合わせて法的な素養を身に付けることにより、税の専門家として必要な力を養うことも目標としている。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	法律学としての税法学（導入）	事前学習資料の予習
2	法解釈の方法、私法と税法との違い	事前学習資料の予習・復習
3	租税法律主義	事前学習資料の予習・復習
4	租税回避1（総論）	事前学習資料の予習・復習
5	租税回避2（事例の検討）	事前学習資料の予習・復習
6	租税回避3（否認手法）	事前学習資料の予習・復習
7	租税回避4（租税法律主義との関係）	事前学習資料の予習・復習
8	所得税1（全体像）	事前学習資料の予習・復習
9	所得税2（所得概念と非課税所得）	事前学習資料の予習・復習
10	所得税3（所得分類1）	事前学習資料の予習・復習
11	所得税4（所得分類2）	事前学習資料の予習・復習
12	所得税5（必要経費）	事前学習資料の予習・復習
13	所得税6（収入の帰属年度）	事前学習資料の予習・復習
14	所得税7（損失の取扱い）	事前学習資料の予習・復習
15	総まとめ	全体を通じた復習
16		

テキスト・参考文献・資料など

【テキスト】・講義資料を事前に配布する。
・三木義一編著『よくわかる税法入門（第10版）』（有斐閣、2016年）
【参考文献】
金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）、谷口勢津夫『税法基本講義（第5版）』（弘文堂、2016年）、佐藤英明『スタンダード所得税法（補正3版）』（弘文堂、2014年）、増田英敏編著『基本原理から読み解く　租税法入門』（清文社、2014年）

学びの手立て

事前に指定した内容を予習した上で授業に臨むこと。授業には原則として毎回出席すること。
法的思考法に慣れ、講義内容の理解をより促進させるために、疑問点等を講義中に積極的に質問・発言すること。

評価

平常点（授業への参加度、予習等の学修状況）80%、レポート等の課題20%で評価する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　より高度な法律専門家の養成のため、各法領域の専門的な知識を提供する。

［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
法律学特論Ⅸ（現代法律学）	前期	水７	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
井村　真己	１年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

本講義は、法学入門として、はじめて学問としての法律学にアプローチする者を主に対象とし、各担当者の専門領域において基本とされる法原理、あるいは学界の最先端で議論されている事柄を知的水準を低下させることなく提供することを目的とする。

メッセージ

本講義は、受講生の希望する進路がどのようなものであれ、有意義な講座となることを意図している。

到達目標

各担当者の専門領域について、その基本的枠組を修得することを目標とする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	法学入門①（徳永賢治）	
2	法学入門②（徳永賢治）	各領域について予習・復習
3	法の歴史①（稲福日出夫）	各領域について予習・復習
4	法の歴史②（稲福日出夫）	各領域について予習・復習
5	民法①（田中稔）	各領域について予習・復習
6	民法②（田中稔）	各領域について予習・復習
7	商法①（脇阪明紀）	各領域について予習・復習
8	商法②（脇阪明紀）	各領域について予習・復習
9	家族法（熊谷久世）	各領域について予習・復習
10	国際私法（熊谷久世）	各領域について予習・復習
11	民事訴訟法（上江洲純子）	各領域について予習・復習
12	破産法（上江洲純子）	各領域について予習・復習
13	刑事法①（中野正剛）	各領域について予習・復習
14	刑事法②（中野正剛）	各領域について予習・復習
15	総括（専攻主任）	各領域について予習・復習
16		

テキスト・参考文献・資料など

テキスト：
指定しない。担当教員からレジュメの配布がある。

参考文献：
必要に応じて適宜紹介する。

学びの手立て

法律を研究し、修士論文を作成するためには、その専門領域における知見を深めることはもちろんだが、それ以外の領域について理解しているかいないかで、論文としての評価が大きく変わってくることがある。より良い修士論文作成のために、このようなさまざまな法分野を扱う講義を積極的に活用していただきたい。

評価

オムニバス講義の形式を取っているため、成績評価は平常点のみで行う。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　リーガル・サービスを担う人材を育成するための専門教育を提供します。

［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
民事訴訟法特論Ⅰ	前期	月６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
上江洲　純子	１年	講義終了後に受け付けます。	

学びの準備

ねらい

判決手続を中心に授業を行います。民事訴訟法の全体像を把握するために、手続の基本概念や考え方に関する重要事項については判例を解説しながら、手続法の理解の深化を図ることを目的とします。

メッセージ

この講義では、法的紛争の解決方法としてどのような手立てが用意されているのかについて理解を深め、その最終手段ともいえる民事訴訟手続の全体的な流れを学んでいきます。必要に応じて、基本的な判例や学説の読み方についても解説します。民事裁判に関心のある人は是非受講してください。

到達目標

民事訴訟やADR手続の全体構造を理解し、基本的な法律用語や重要判例を自らの言葉で説明できるようになることを目指します。

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

民事訴訟第1審手続の最も基本的な事項について取り上げる。まずは、手続機関、当事者に関する問題を考察し、次に、訴訟開始段階に進んで訴訟要件や訴訟物について解説した後に、口頭弁論の基本原則やしくみを概説する。具体的な講義計画について以下のとおり。

第1回：民事訴訟の基本原則
第2回：民事裁判権
第3回：裁判管轄
第4回：民事訴訟の当事者
第5回：当事者能力と訴訟代理
第6回：訴え提起とその効果
第7回：訴訟要件
第8回：訴訟物
第9回：口頭弁論の基本構造
第10回：口頭弁論の基本原則
第11回：弁論主義
第12回：争点整理
第13回：裁判上の自白
第14回：証明責任
第15回：証拠調べ手続

テキスト・参考文献・資料など

伊藤眞『民事訴訟法（第4版補訂版）』（有斐閣・2014）、別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣・2015）

学びの手立て

履修の心構えは以下の通りです。
・民法や商法などの民事法系の科目や民事裁判に関心があることが望ましいです。
・毎回、配付レジュメや六法を持参してください。
・講義中は積極的に発言をしてください。

評価

期末試験の成績（70%）、授業中の積極的態度（質疑・応答）（10%）、レポート又は小テスト（20%）

学びの継続

次のステージ・関連科目

次は「民事訴訟法特論Ⅱ」を受講してください。

※ポリシーとの関連性　リーガル・サービスを担う人材を育成するための専門科目を提供します。

［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
民事訴訟法特論Ⅱ	後期	月６	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
上江洲　純子	１年	講義終了後に受け付けます。	

学びの準備

ねらい

判決手続の後半部分を中心に授業を展開します。民事訴訟法特論Ⅰとあわせて、手続法の基本概念の理解を促し、解釈法・思考法の体得を目指します。第1審手続の終了までの流れのみならず、上訴審手続の基本構造や最近の手続上の課題である複雑訴訟を取り上げ、訴訟手続の問題点に切り込んでいく予定です。

メッセージ

到達目標

学びの実践

学びのヒント

授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

民事訴訟第1審手続の判決に至る過程について取り上げる。Ⅰを継いで、証拠調べ手続を概観した後に、訴訟終了段階における手続法上の課題について考察する。第1審手続の全体像を理解した後は、複雑訴訟・共同訴訟について取り上げ、より複雑な問題状況への対応を理解する。具体的な講義計画について以下のとおり。

第1回：証拠調べ手続
第2回：訴訟の終了
第3回：訴訟上の和解・請求の放棄・認諾
第4回：終局判決
第5回：既判力の時的限界
第6回：既判力の主観的・客観的範囲
第7回：その他の判決効
第8回：複雑訴訟
第9回：多数当事者訴訟
第10回：多数当事者訴訟
第11回：訴訟参加・補助参加
第12回：訴訟承継
第13回：上訴制度の基本構造
第14回：控訴・上告
第15回：抗告・再審

テキスト・参考文献・資料など

伊藤眞『民事訴訟法（第4版補訂版）』（有斐閣・2014）、別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選（第4版）』（有斐閣・2010）、ジュリスト増刊『民事訴訟法の争点』（有斐閣・2009）

学びの手立て

評価

期末試験の成績（70%）、授業中の積極的態度（質疑・応答）（10%）、レポート又は小テスト（20%）

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報				
	科目名 民法特殊研究Ⅰ	期 別	曜日・時限	単 位
		通年	火７	4
	担当者 田中　稔	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		１年		

学びの準備		
	ねらい 民法に関する修士論文を作成するために必要な指導と助言を行う。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	
	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 修士論文の作成には作成者本人の努力が避けられない。受講者の自主的な作業の進行状況に応じて適宜質疑応答を行う。
	テキスト・参考文献・資料など 特にない。 受講者に応じて適宜紹介する。
	学びの手立て
	評価 論文作成状況に応じて総合的に評価する。

学びの継続	
	次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／演習］

科目基本情報				
	科目名 民法特殊研究Ⅱ	期 別	曜日・時限	単 位
		通年	火７	4
	担当者 田中　稔	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		２年		

学びの準備		
	ねらい 民法に関する修士論文の完成のために必要な助言を与える。論文の進行状況に応じて進める。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	
	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 受講者の選択した修士論文のテーマに応じて個別的に質疑応答を逐次行う。
	テキスト・参考文献・資料など 特にない。 受講者に応じて適宜紹介する。
	学びの手立て
	評価 修士論文の執筆状況などにより総合的に評価する。

学びの継続	
	次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報	科目名	期 別	曜日・時限	単 位
	民法特論Ⅰ	前期	火６	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中　稔	１年		

学びの準備

ねらい

修士論文作成の上で必要な民法に関する知識の習得を目指します。

メッセージ

到達目標

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	債務不履行における損害賠償（１）	
2	債務不履行における損害賠償（2）	
3	債務不履行における損害賠償（3）	
4	債務不履行における損害賠償（4）	
5	債務不履行における損害賠償（5）	
6	債務不履行における損害賠償（6）	
7	債務不履行における損害賠償（7）	
8	債務不履行における損害賠償（8）	
9	債務不履行における損害賠償（9）	
10	債務不履行における損害賠償（10）	
11	債務不履行における損害賠償（11）	
12	債務不履行における損害賠償（１2）	
13	債務不履行における損害賠償（１3）	
14	債務不履行における損害賠償（１4）	
15	債務不履行における損害賠償（１5）	
16		

テキスト・参考文献・資料など

特にありません。
適宜紹介します。

学びの手立て

評価

レポート（5000字程度）による。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性

［　　／一般講義］

科目基本情報				
	科目名 民法特論Ⅱ	期 別	曜日・時限	単 位
		後期	火６	2
	担当者 田中　稔	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		１年		

学びの準備		
	ねらい 損害賠償に関する諸問題を検討する。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	
	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 民法判例百選などで紹介されている、損害賠償に関する重要な大審院・最高裁の裁判例を取り上げて順次検討する。演習方式により進めるため、受講者の報告を踏まえて質疑応答を通じて理解を深める。
	テキスト・参考文献・資料など 民法判例百選II。 適宜紹介する。
	学びの手立て
	評価 総合的に評価する。

学びの継続	
	次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　より高度な法律専門家の養成のため、労働法の専門的な知識を提供する。

［　　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
労働法特論Ⅰ	前期	金７	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
井村　真己	１年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

本講義は、労働法のうち、労働者と使用者（会社）との間の契約関係に関わる法領域である個別的雇用関係法について、判例研究を中心として、その規制内容の意義と課題について検討することを目的とする。

メッセージ

講義を受講するに当たっては労働法の具体的な知識は必要ないが、労働問題に関心を持っていることが望ましい。

到達目標

労働法の一領域である個別的雇用関係法について、その基本的な枠組、法の規制内容およびその課題について基本的な知識を修得することを目標とする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス	
2	労働法の適用対象	各自担当判例の研究・レジュメ作成
3	労働基準法①（労働契約、労働憲章）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
4	労働基準法②（就業規則）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
5	労働基準法③（採用と人事）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
6	労働基準法④（賃金・労働時間）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
7	労働基準法⑤（休日・休暇・休業）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
8	労働基準法⑥（懲戒、退職）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
9	労働契約法	各自担当判例の研究・レジュメ作成
10	男女雇用機会均等法	各自担当判例の研究・レジュメ作成
11	高年齢者雇用安定法	各自担当判例の研究・レジュメ作成
12	労働者派遣法、パートタイム労働法	各自担当判例の研究・レジュメ作成
13	労働安全衛生法、労災保険法	各自担当判例の研究・レジュメ作成
14	労働審判法	各自担当判例の研究・レジュメ作成
15	個別労働紛争解決法	各自担当判例の研究・レジュメ作成
16	まとめ	

テキスト・参考文献・資料など

テキスト：
指定しない。

参考文献：
必要に応じて適宜紹介する。

学びの手立て

労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。

評価

シラバス記載の到達目標の達成度に対して講義での報告（60%）、平常点（40%）を総合して判断する。

学びの継続

次のステージ・関連科目

※ポリシーとの関連性　より高度な法律専門家の養成のため、労働法の専門的な知識を提供する。　［　／一般講義］

科目基本情報

科目名	期 別	曜日・時限	単 位
労働法特論Ⅱ	後期	金７	2
担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
井村　真己	１年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備

ねらい

本講義は、労働法のうち、労働者が自主的に結成した団体である労働組合と使用者との関係である集団的労使関係に関する領域について、憲法28条および労働組合法をめぐる法的問題に関する判例研究を中心として、その規制内容の意義と課題について検討することを目的とする。

メッセージ

講義を受講するに当たっては労働法の具体的な知識は必要ないが、労働問題に関心を持っていることが望ましい。

到達目標

労働法の一領域である集団的労使関係法について、その基本的な枠組、法の規制内容およびその課題について基本的な知識を修得することを目標とする。

学びの実践

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス	
2	労働組合の歴史的背景	各自担当判例の研究・レジュメ作成
3	労働基本権①（憲法28条の意義）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
4	労働基本権②（労働基本権の限界）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
5	労働組合①（労働組合法上の労働組合）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
6	労働組合②（組合活動）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
7	団体交渉	各自担当判例の研究・レジュメ作成
8	不当労働行為①（不当労働行為制度の意義）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
9	不当労働行為②（不当労働行為の類型）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
10	不当労働行為③（不当労働行為の救済）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
11	労働協約①（労働協約の意義）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
12	労働協約②（労働協約の法的効果）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
13	争議行為①（争議行為の類型）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
14	争議行為②（違法な争議の責任）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
15	争議行為③（労働紛争の調整）	各自担当判例の研究・レジュメ作成
16	まとめ	

テキスト・参考文献・資料など

テキスト：
指定しない。
参考文献：
必要に応じて適宜紹介する。

学びの手立て

労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。

評価

シラバス記載の到達目標の達成度に対して講義での報告（60%）、平常点（40%）を総合して判断する。

学びの継続

次のステージ・関連科目